国庫補助資料作成業務仕様書

第１章　業務の概要

１．１　委 託 件 名　和泉小学校・いずみこども園等施設整備基本設計業務

１．２　委 託 場 所　千代田区指定箇所

１．３　契 約 期 間　契約締結日の翌日から　令和９年９月３０日限り

１．４　委託業務内容

■耐力度調査（学校建物の耐力度測定方法調査（29 文科施第 422 号）による）
- ・圧縮強度試験・中性化（コンクリートコア工区ごと 3 本以上）
- ・ハツリ調査（工区ごと柱脚、柱頭、梁 2 ヵ所 計 4 ヵ所)、鉄筋腐食、かぶり厚さ
- ・コンクリート塩化物試験（工区ごと 2 ヵ所）
- ・不同沈下量測定
- ・現地調査後の補修
- ・鉄骨調査
- ・調査報告書の作成

■壁芯図の作成（作成範囲参照）
- ・現地にて、調査範囲に指定された建物の調査を行い、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号）（令和 6 年 3 月 29 日改正)」に基づき、保有面積を確定するため、壁芯図及び面積表を作成する。

１．５　調査対象施設及び業務区分

(1) 耐力度調査・壁芯図対象

施設台帳上棟番号	用途	棟名	構造	階数(地上/地下/塔屋)	延べ面積(㎡)	建設年
③－１	校舎	普通教室棟	SRC	５／０／０	４，０００	S62 年７月
③－２	屋内運動場	屋内運動場（体育館）	SRC	４／０／０	９９８	S62 年７月
③－２	屋内運動場	屋内運動場（プール）	SRC	０／１／０	１，０４８	S62 年７月

第２章　総則

２．１ 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

ア　「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社法人をいう。

イ　「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は業務責任者若しくは担当技術者に対する指示、承諾、協議、業務の進捗状況の確認及び仕様書に記載され

た内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。

ウ　「調査者」とは、業務責任者の下で、耐力度調査・壁芯図作成を行う者で、受託者が定めた者をいう。

エ　「仕様書」とは、仕様書、特記事項(特記事項において定める資料及び基準等を含む。)、及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。

オ　「指示」とは、監督員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について、実施させることをいう。

カ　「報告」とは、受託者が監督員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

キ　「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

ク　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等の立場で合議することをいう。

ケ　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を有する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

コ　「修正」とは、委託者が受託者の責に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者の負担により行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

２．２ 適用基準等

（１） 受託者は、次に示す基準等に基づき調査業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。(各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。)

・公立学校施設整備事務ハンドブック(第一法規)
・公立学校建物の耐力度調査実施要領（29 文科施第 422 号）
・学校建物の耐力度測定方法《第二次改訂版》(第一法規)
（既存鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、補強コンクリート造）

（２） 受託者は、仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

２．３ 受託者の資格要件

(1)　建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士の資格を保有する者及び既存学校建物の耐力度測定方法実務講習会を修了した者が在籍する受託者であること。

(2)　同種業務の実務経験が有るものを配置すること。

２．４ 資料の貸与及び返却

(1)　受託者は、業務に必要な資料及び基準等で委託者が貸与可能と判断したもの（以下「資料」という。）については、委託者から借り受けることができる。

(2)　受託者は、資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

(3)　受託者は、業務完了前に委託者へ資料を返却しなければならない。

３ 壁耐力度調査及び芯図作成業務の実施

３．１ 調査の内容

(1)　耐力度調査

既存校舎及び既存体育館の耐力度調査を「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造 学校建物の耐力度測定方法《第二次改訂版》(第一法規)」（既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法編集委員会編）により実施する。

(2)　壁芯図作成

既存校舎及び既存体育館、付属棟等を「公立学校施設整備事務ハンドブック(第一法規)」により壁芯図（保有面積）の作成を実施する。また、壁芯図を基に、既存校舎及び既存体育館、付属棟等について棟別・階層別にまとめた面積表を作成する。

３．２ 業務工程表

(1)　受託者は、業務の進捗予定、報告の時期及び内容について、監督員と協議のうえ業務工程表を作成すること。

(2)　受託者は、業務工程表を変更する場合は、監督員と協議すること。

(3)　受託者は、業務工程表に基づき業務を実施しなければならない。

３．３ 打合せ及び記録

(1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡をとり、疑義を正すものとする。

(2) 受託者は、状況に応じて監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。

(3) 受託者は、監督員が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(4) 受託者は、監督員及び関係機関と打合せを行った都度、その内容について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

３．４ 成果物等及び提出部数

耐力度調査及び壁芯図作成の成果物等及び提出部数は以下による。成果物等は、東京都のヒアリングに使用するため、令和９年５月３１日までに提出すること。

① 壁芯図（面積表を含む）(A3 縮尺 1/100 程度)　1部

② 耐力度調査報告書　1部

（調査票、事前調査結果報告書、試験結果、現地調査(補修)状況報告書）

③ 耐力度調査チェックリスト　1 部

④ 上記電子データ　CD-R 若しくは DVD-R　1部

※耐力度調査報告書の調査票及び耐力度調査チェックリストはファイル形式をエクセルで提出すること。

※東京都とのヒアリング後に成果物の修正を行うこと。

４ その他

４．１ 事故発生時の報告

受託者は、紛失、もしくは盗難等の事故が生じた場合は、適切な処理を行うとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告しなければならない。

４．２ 事故発生による損害

受託者は、紛失、もしくは盗難等の事故により委託者に損害を与えた場合は、その費用を賠償する。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

４．３ 複写又は複製の禁止

受託者は、監督員の指示がある場合を除き、委託業務に係る内容をすべて複写又は複製してはならない。

４．４ 指示目的以外の個人情報使用の禁止

受託者は、本契約履行のために知り得た個人情報を監督員の指示する目的以外に使用してはならない。

４．５　身分証明書の携帯

受託者は、調査者に資格を明らかにする身分証明書を発行し、業務に従事する者については身分証明書を携帯させなければならない。

４．６ 調査・定期点検日時の調整

現地の調査は、日程・時間等について打合せを行い、学校施設運営に支障のないよう調整の上実施すること。また予定日については、監督員に報告すること。（※曜日、時間帯を制限される場合がある。）